

「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」に基づく特定類似空家等判断基準

制定日：平成28年8月1日

特定類似空家等分類	悪影響の程度と危険等の切迫性			
イ 保安上危険	地域住民等の生命、身体又は財産に危険を及ぼすおそれがある	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険を及ぼすおそれがある	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険が切迫している	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険がさらに切迫し放置できない
ロ 衛生上有害	地域住民等の健康に悪影響を及ぼすおそれがある	地域住民等の健康に著しい悪影響を及ぼすおそれがある	地域住民等の健康だけでなく生命、身体又は財産の危険が切迫している	地域住民等の健康だけでなく生命、身体又は財産の危険がさらに切迫し放置できない
ハ 景観阻害	既存の景観に関するルールに適合しない	既存の景観に関するルールに著しく適合しない	— (※)	— (※)
ニ 生活環境保全	地域住民等の生活環境に悪影響を及ぼしている	地域住民等の生活環境に著しい悪影響を及ぼしている	— (※)	— (※)
措置の範囲	助言又は指導相当	勧告相当	命令相当	代執行相当

※通常は実施しないが、市長が必要と認める場合は実施することができる。

特定類似空家等分類

- イ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ロ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ハ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ニ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる類似空家等

(注) 規則に基づき市長が特に類似空家等と認めるものはこの限りでない。